

告 訴 状

令和8年3月13日

警視庁愛宕警察署長 殿

告訴人 木 原 功 仁 哉

名誉毀損告訴事件

第一 当事者の表示

〒658-0053 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3丁目15-15
グランディア住吉駅前4階西号室
告訴人 木 原 功 仁 哉
電話 078-855-3101 FAX 078-855-4015

〒 東京都港区
被告訴人 吉 野 純 子

第二 告訴の趣旨

被告訴人の後記所為は、名誉毀損罪（刑法第230条）に該当すると思料するので、被告訴人を厳重に処罰されたく告訴する。

第三 告訴の事実

被告訴人は、令和8年2月13日、株式会社ドワンゴが提供する動画配信サービス「ニコニコチャンネルプラス」上の太田勝規が作成したチャンネル「かっちゃんLIVE」の不特定多数人が視聴できる配信動画（URL：<https://niconchannel.jp/kacchanlive/video/smd6NrDCNaMxmfHhEnde877q>）において吉野敏明及び太田と鼎談してゐた際、話題が政治団体日本誠真会の元副党首であつた告訴人のことに及び、同党の会議中に告訴人から「キレられちゃった」「右翼とあれの違いも分からんばか女が」と言はれて侮辱された等の虚偽の事実を摘示し、もつて公然と弁護士である告訴人の名誉を毀損したものである。

第四 罪名及び罰条

前記告訴の事実は、名誉毀損罪（刑法第230条）を構成する。

第五 事情

一 当事者

1 告訴人

告訴人は、平成27年3月に弁護士登録し（東京弁護士会）、現在は兵庫県弁護士会に登録する弁護士であり、肩書地で法律事務所を経営してゐる。

憲法論については、いはゆる改憲論及び護憲論のいずれも採らず、真正護憲論（占領憲法は憲法として有効ではなく、米国との間の講和条約の限度で有効であり、現在でも大日本帝国憲法が有効であるとの見解）を一貫して支持してきた（甲1）。

真正護憲論を普及させるには公職者として主張することが最も有効適切であると考へ、令和3年10月31日執行第49回衆議院議員総選挙以来、衆議院議員総選挙2回（第49回及び第50回（令和6年）に、いずれも兵庫県第1区）、参議院議員通常選挙2回（第26回（令和4年）に兵庫県選挙区、第27回に比例代表）及び神戸市会議員選挙1回に立候補した。なほ、令和5年4月9日執行神戸市会議員選挙（同市東灘区選挙区・定員9）では4386票の得票を得たが、166票差の次点で落選した。

令和7年2月、日本誠真会が真正護憲論を基軸政策に採用したことから、同党に入党し、組織対策委員の役職を与へられ（甲2）、全国でミニ集会を開催したほか、自己の資金管理団体である「木原くにや後援会」の名義（共催団体）及び計算において、吉野敏明党首が参加する講演会（よしりん先生と日本の将来を語る会）を全国8カ所（神戸、名古屋、岡山、鹿児島、熊本、北九州、金沢、松山）で開催し、いずれも運営の統括を行ふなど、地方組織（支部又は支部準備室）の立ち上げを担当した。

同年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙では、日本誠真会の公認候補として比例代表で立候補した。

同年8月以降、原則毎週月曜日夜に全国の党員を対象に「憲法WEB勉強会」を開催するなど、党員教育も担当してゐた。

同年9月以降は日本誠真会の副党首の役職を兼務し、同年10月以降も、木原くにや後援会の名義（共催団体）及び計算において、吉野敏明の講演会を全国9カ所（高知、甲府、札幌、新潟、仙台、高松、岡山、広島、山口）で開催し、運営の統括を行つてきたほか、全国各地で党員集会、ミニ集会、党首党員座談会を運営してきた。

2 被告訴人

被告訴人は、日本誠真会の党首である吉野敏明の妻であり、同党の副党首であるとともに、医療法人社団郁栄会銀座エルディアクリニックの副院長である。

また、第27回参議院議員通常選挙では大阪府選挙区から日本誠真会公認で立候補し、落選した。なほ、同選挙では、告訴人が選挙管理委員会の届出事務や選挙運動収支報告書の作成事務を担当するなど、告訴人自らが比例代表の候補者でありながら、被告訴人の立候補準備等に尽力した。

二 本件発言と同定可能性

1 本件発言の背景事情

前記一のとおり、告訴人は、日本誠真会の組織作りに多大な貢献をしてきた。

しかし、日本誠真会は、令和7年12月7日、告訴人を除名した。その実質的な理由は、吉野敏明が院長を務めていた銀座エルディアクリニックにおいて、吉野敏明が医師法違反の診療行為を行つてゐるとの情報提供があり、その事実確認のため、副党首会議で調査を提案したことに対する意趣返しであつた。

告訴人は、除名が党员規約に反することを理由に、同月25日付けで神戸地方裁判所に民事訴訟を提起した（同庁令和7年（ワ）第2263号除名処分無効確認等請求事件）（甲3）。

また、日本誠真会が、告訴人が除名されるまでに木原くにや後援会が立て替へた諸経費（交通費、会場費等）を精算しないので、令和8年1月30日付けで、木原くにや後援会を原告、日本誠真会を被告とする民事訴訟を提起した（同庁令和8年（ワ）第140号立替金請求事件）。

このやうに、日本誠真会及び吉野敏明と告訴人とは、政治上の鋭い対立関係にある中、吉野夫婦は、党员である太田のチャンネルを利用し、告訴人を誹謗中傷して社会的信用を失墜させやうと考へたことは、想像に難くない。

2 本件発言

本件動画（URL：

<https://nicochannel.jp/kacchanlive/video/smd6NrDCNaMxmfHhEnde877q>）は、前半が無料部分、後半が会員限定の有料部分で構成され、告訴事実に係る発言（以下「本件発言」といふ。）は、有料部分でなされたものである。

甲4の1は3：16：58～3：38：48の部分を別のカメラで撮影した映像であり、甲4の2はその反訳である。

まづ、同反訳1頁30行目以下で、吉野敏明が「木原さん」「あの弁護士」と述べ、被告訴人が否定しないことから、話題が告訴人のことに及んでゐた。このことは、日本誠真会の活動に関心があり、前記対立関係を知る視聴者からすれば、吉野

夫婦が話題にしてゐるのは告訴人であると容易に同定することができる。

(甲4の2・1頁30行目以下)

純子 全て、自分で責任を取るって思ってるから。だから、病気になったことも自分で責任を取るって思って、その病気の治療に当たってるから、やっぱりすごい治りがいいんですね。だから、何か、そこだと思えます。結構、いるんですよ。聞いてなかったとか、すぐ言う人。

敏明 木原さん？

純子 まあまあ、うんうん。

いや、だけど、本当にね、だから、そういう人は、やっぱりすごく幸せそうにしてるし、楽しそうにしてるし、そういう人が多いなというふうに思います。やっぱり、本当にすぐに人のせいにしちゃう人は、ちょっと不幸福感が漂ってるといふか、私は悪くないのに、何か、あの人のせいでとかというふうになってる人は見てて。

敏明 何笑ってんだよ、何だ、おまえ。俺、さっきからさ、あなたの話って、あの弁護士のこと言ってることしか聞こえないんだけど。

純子 いや、私、いや、そういうつもりで言ってたわけではないですけど。ただ、そうなんです。やっぱりね、そうなんです。

このやうな文脈の中で、3頁20行目以下では、以下の会話がなされてゐる。

純子 でも、自分の主張を、自分の主張を通したいんだったら、自分の立場でだけばって発信して。例えば、チラシ1つ作るにしても、みんなが見て、うわ、これ、何？みたいな感じになるんじゃないかと、もっと、ああというふうに入り込みやすいその表現の仕方をするとか、そういうようなことをしないと、一般って、一般の人に自分たちの主張を受け入れてもらえないじゃない。

だから、本当にこの理論を国民全体に知らしめたい、そして、国民を幸せにしたいと思ってんの？というのを、はっきり言っちゃったことあるんですよ。

太田 ああ。

純子 だから、何十年もこの理論を主張しても、全然、国民に浸透してないじゃないですか。それは、もっと表現の仕方とか、そういうのを変えないと。だって、私、正しいと思えますよって、これ、正しいから絶対広めたいのに、でも、この発信の仕方をしてたら広まらないじゃないかというのを言ったことあるんですよ。

太田 ああ。

純子 結構ね。

太田 それ、本人にですよ。

純子 いや、本人に。

太田 ですね。
純子 本人に言っちゃったから、キレられちゃったんです。
太田 ああ。
純子 それで、右翼とあれの違いも分からんばか女がとか言われちゃって。
敏明 だから、もうやめようよ、かわいそうだから。
純子 そうそう、そういう話なの。そう、そうなの。
太田 これ、でも、誰の話とは言うてないですよ。
純子 誰の話とは言ってないけど。
敏明 いや、だって、党の会議でとか言ったら1人しかいないじゃないか、おまえ。

このやうに、被告訴人は、対象者から「キレられ」た事実、及び対象者から「右翼とあれの違いも分からんばか女が」と告げられた事実をそれぞれ摘示する発言をした（以下「本件発言」と言ふ。）。

3 同定可能性

ここに言ふ「党の会議」とは、令和7年9月24日から同年11月末まで毎週水曜日午後9時から開催されてきた副党首会議のことであり、「この理論」とは、真正護憲論のことを意味してゐる。

そして、前述した甲4の2・1頁30行目以降で告訴人のことに話題が及んでみた文脈からすると、被告訴人の言ふ「キレられちゃった」「右翼とあれの違いも分からんばか女がとか言われちゃって」の対象者は、同会議に毎回出席して来た告訴人と同定できる。このことは、吉野敏明が「いや、だって、党の会議でとか言ったら1人しかいないじゃないか、おまえ」と述べたのは、前述した甲4の2・1頁30行目以降の文脈からして告訴人と同定できることを認める発言である。

実際に、X（旧Twitter）上では、「ばか女が」と告げたのは告訴人であると理解して者がゐる（甲5）。

このことから、本件動画を視聴する一般人の立場に立てば、被告訴人に対して「キレ」て「右翼とあれの違いも分からんばか女が」と発言して侮辱したのは告訴人であると同定することができる。

三 公然性

本件発言は、有料部分であるとは言へ、月額660円を支払えば誰でも視聴できる（甲6）。

動画タイトルも「夫婦喧嘩直後の対談でヒートアップ！ぶっちゃけ生暴露で神回に！」と記載され、動画のサムネイルには「この話が聞きたかった 神回 ヨメリん いきいき爆走 吉野敏明&純子 すべてがわかった！」と記載されてゐることから、会員登録してゐないものの日本誠真会及び吉野敏明と告訴人との対立関係に関心を持

つ者に対し、会員登録を誘引してゐるのである（甲7）。再生回数も、令和8年3月10日時点で8348回に達してゐたのであるから、相当の拡散がなされてゐたと言へる。

よつて、本件発言の内容が、不特定多数人に伝播される可能性が十分にあり、現に伝播してゐたのであるから、公然性がある。

四 社会的評価の失墜

告訴人は、弁護士である。

弁護士職務基本規程第6条は「弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。」と定めてゐる。

それにもかかはらず、被告訴人が本件発言に及んだことにより、告訴人が他者に対して「キレ」たり、「ばか女」と侮辱した事実が広く知れ互れば、告訴人の弁護士としての信用を著しく損なふ結果となる。

さらに、告訴人は、令和9年4月執行の神戸市議会議員選挙（同市東灘区選挙区）への立候補を予定してゐることから、弁護士業務にとどまらず、同選挙結果に多大な影響を及ぼすおそれが高い。

このやうに、本件発言は、告訴人の社会的評価を著しく失墜させるものである。

五 真実性及び真実相当性がない

告訴人が被告訴人を「ばか女」等と侮辱した事実は一切なく、真実性もなければ真実相当性もない。

なほ、副党首会議の内容はすべて録音録画されてゐたのであるから、被告訴人が真実性の反証をすることは極めて容易であるが、そもそも侮辱した事実が存在しない以上、反証は客観的に不可能であることを付言しておく。

六 小括

以上のとおり、名誉毀損罪が成立するから、被告訴人を嚴重に処罰するやう求める次第である。

七 付言

吉野敏明及び太田勝規については、被告訴人との間で共謀の事実があれば共同正犯の罪責を負ふことは勿論であるが、その認識の如何によつては幫助犯としての罪責を負ふ可能性があるので、両名に対しても然るべき捜査が尽くされるべきである。

また、前記第三の行為は民事上の不法行為を構成するから、本日、被告訴人を被告とする民事訴訟（損害賠償請求事件）を神戸地方裁判所に提起した。

第六 添付書類

- 甲 1 維新と興亜第 27 号 (令和 7 年 4 月号)
- 甲 2 名刺
- 甲 3 訴状 (除名処分無効確認等請求事件)
- 甲 4 の 1 本件動画 (3 : 16 : 58 ~ 3 : 38 : 48 の部分)
- 甲 4 の 2 反訳文 (本件動画)
- 甲 5 X (旧Twitter) の投稿
- 甲 6 かつちゃんLIVEの「限定コンテンツ」と表示されたウェブページ
- 甲 7 本件動画のウェブページ

以 上